

令和5年度 P T A 定期総会資料

(書面審議版)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむを得ずP T A定期総会に代えて書面審議の方法を用いて会員の皆様にお諮りいたします。

私たちP T A執行部は、可能な限り子どもたちのために活動できることを検討し、この総会資料を作成しました。

会員の皆様からのご協力を賜り、ご審議いただけますようお願い申し上げます。

■審議内容■

- (1) 令和4年度活動報告
- (2) 令和4年度決算報告
- (3) 会計監査報告
- (4) 令和5年度役員承認の件
- (5) 令和5年度活動計画(案)
- (6) 令和5年度予算(案)

令和5年5月

川口市立南鳩ヶ谷小学校

【 令和4年度の主な活動 】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度に引き続き縮小して活動をしました。

役員会・運営委員会の開催

新旧合同運営委員会を4月26日に開催しました。

役員会、運営委員会の定例会を下記日程で行いました。（運営委員会は書面開催としました）

令和4年6月10日、9月16日、12月13日、令和5年3月7日

運営委員会だよりの発行

運営委員会終了後に『運営委員会だより』を発行し、PTAの活動状況等議事内容について会員の皆様に報告いたしました。

環境美化整備活動

令和4年度の環境美化整備活動は中止となりました。

南鳩ヶ谷小運動会への協力

南鳩ヶ谷小運動会が10月1日に開催されました。開校50周年記念事業の一環としてバルーンリリースを行いました。

こばと祭への協力

こばと祭10月29日に開催されました。

鳩ヶ谷ブロックP連スポーツ交流会への協力

令和4年度の鳩ヶ谷ブロックP連スポーツ交流会は中止となりました。

南っ子チャレンジマラソンへの協力

令和4年度の南っ子チャレンジマラソンは11月24日に無事開催されました。

交通安全見守り隊活動

登校時、通学班をもとに保護者の皆様が各交差点にわかれ、『交通安全見守り隊』という形で子どもたちに声を掛けていただきました。地域のボランティアの皆様にも、子どもたちの安全を見守っていただきました。皆様のご協力により1年間無事故で登校することができました。

スクールガードへの協力

6月9日、翌年1月13日にスクールガードを行いました。

南鳩ヶ谷小学校開校50周年記念事業

実行委員会が中心となり1年間を通して各種イベント等実施しました。

式典；11月12日

事業；記念誌発行、航空写真撮影、記念品贈呈（緞帳）、バルーンリリース、みなみんを探せ

【 令和4年度の活動報告 】

令和4年	4月 9日	川口市P連専門員会キックオフミーティング
	5月16日	第1回川口市P連広報委員会
	5月20日	【書面審議】南鳩ヶ谷小PTA定期総会
	6月 4日	【書面審議】川口市P連 定期総会
	6月 8日	第1回学校運営連絡協議会
	6月21日	第2回川口市P連広報委員会
	6月28日	鳩ヶ谷ブロックPTA連絡協議会 定期理事会
	7月 4日	第1回役員選考委員会
	7月 7日	開校50周年記念事業航空写真撮影
	8月24日	【書面】第1回川口市P連 常任理事会
	10月 1日	開校50周年記念事業バルーンリリース
	10月13日	第2回役員選考委員会
	10月29日	第2回学校運営連絡協議会
	11月12日	開校50周年記念式典
	11月24日	第3回役員選考委員会
	12月10日	第1回川口市P連常任理事会
令和5年	1月10日	第1回鳩ヶ谷ブロック理事会
	1月28日	第3回学校運営連絡協議会
	2月17日	通学班編成会議
	2月27日	第2回川口市P連常任理事会
	2月27日	開校50周年記念事業みなみんを探せ（3月3日まで）
	3月15日	学校監査
	4月11日	予算決算
	4月28日	新旧合同運営委員会

各部活動報告書

【総務部 活動報告】

令和4年度の総務部は、ベルマーク集計、置き傘点検、給食着点検を実施いたしました。
ベルマーク集計では、サポーターの皆様のご協力もあり、コロナ禍の中でも短時間でスムーズな集計を行うことができました。
ご協力いただきました、先生方、保護者の皆様には部員一同心より感謝申し上げます。
1年間ありがとうございました。

令和4年	4月26日	新旧合同運営委員会
	6月10日	第1回運営委員会(会計のみ参加)
	6月13日	ベルだより発行
	7月8日	ベルマーク集計・置き傘点検
	9月16日	第2回PTA運営委員会(書面開催)
令和5年	11月8日	ベルマーク集計・置き傘点検
	12月13日	第3回PTA運営委員会(書面開催)
	3月7日	第4回PTA運営委員会(会計のみ参加)
	3月13日	ベルマーク集計・置き傘点検
	3月27日	給食着点検・修繕

【広報部 活動報告】

令和4年度の広報部は、南鳩ヶ谷小学校広報紙『あおいむぎ』を3号発行しました。
昨今の新型コロナウイルスの感染拡大の影響により学校行事の制限等もあり、通年での部会開催も制限せざるを得ない状況でしたがラインを駆使し情報の共有を図りました。
また校長先生、教頭先生をはじめ諸先生方、保護者の皆様、子供たちの協力のもと、無事に発行することができ、部員一同心より感謝申し上げます。
1年間ありがとうございました。

令和4年	4月26日	新旧合同運営委員会
	6月10日	第1回役員・運営委員会(書面開催)
	7月19日	広報紙『あおいむぎ』第150号発行・配付
	9月16日	第2回役員運営委員会(書面開催)
	9月12日	部会(151号打合せ)レイアウト係のみ
令和5年	12月9日	第3回役員運営委員会(書面開催)
	12月22日	広報紙『あおいむぎ』第151号発行・配付
	3月7日	第4回役員・運営委員会出席(会計のみ参加)
	3月20日	広報紙『あおいむぎ』第152号発行・配付

【校外部 活動報告】

令和4年度の校外部活動として、スクールガードのみ1学期と3学期の2回行いました。
限られた活動しか行えませんでした。この1年、子供たちが安全に登校できましたのも、校長先生、
教頭先生をはじめPTAならびに、保護者様、地域の皆様のご協力が日々あったのことに、部員一同心より感謝申し上げます。
1年間ありがとうございました。

令和4年	4月26日	新旧合同運営委員会
	5月9日	旗・ベストボックス管理
	5月19日	朝の通学路点検
	5月20日	朝の通学路点検
	5月24日	旗・ベストボックス管理
	6月7日	旗・ベストボックス管理
	6月9日	第1回スクールガード
	6月10日	第1回役員会・運営委員会出席(部長、副会長、会計のみ参加)
	6月29日	朝の通学路点検
	6月30日	旗・ベストボックス管理
	7月12日	朝の通学路点検
	7月15日	旗・ベストボックス管理
	7月20日	旗・ベストボックス管理、朝の通学路点検
	7月23日	夏祭りパトロール
	9月7日	旗・ベストボックス管理、朝の通学路点検
	9月27日	旗・ベストボックス管理、朝の通学路点検
	9月16日	第2回役員会・運営委員会出席(書面開催)
	10月29日	旗・ベストボックス管理
	11月1日	朝の通学路点検
	11月16日	旗・ベストボックス管理
	11月30日	朝の通学路点検
	12月2日	旗・ベストボックス管理、朝の通学路点検
	12月13日	第3回役員会・運営委員会出席(書面開催)
令和5年	1月12日	旗・ベストボックス管理
	1月12日	朝の通学路点検
	1月13日	第2回スクールガード
	2月28日	朝の通学路点検
	3月8日	朝の通学路点検
	3月7日	第4回役員会・運営委員会出席(会計のみ参加)

【学級学年部 活動報告】

令和4年度学級学年部の活動は、夏休みのカーテン洗濯及び給食試食会の開催を行いました。メッセージカードは廃止となりました。
保護者の皆様や先生方のご協力により、無事に活動を終了することができましたことを部員一同、深く感謝申し上げます。一年間ありがとうございました。

令和4年	4月26日	新旧合同運営委員会
	6月10日	第1回役員会・運営委員会(書面開催)
	8月8日	～3日間、カーテン洗濯
	9月16日	第2回役員会・運営委員(書面開催)
	11月16日	給食試食会の開催
	12月13日	第3回役員会・運営委員会(書面開催)
令和5年	3月7日	第4回役員会・運営委員会(会計のみ参加)

令和4年度 決算

< 1. 繰越金 >

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
前年度繰越金	1,313,723	

< 2. 収入の部 >

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	比 較	摘 要
会 費	1,029,000	1,029,000	0	250円×12ヶ月×342会員+転入生分
利 息	10	14	4	
合 計	1,029,010	1,029,014	4	

< 3. 支出の部 >

(単位：円)

	項 目	予算額	決算額	比 較	摘 要
活 動 費	学級学年部	10,000	0	10,000	
	総 務 部	15,000	2,803	12,197	備品
	広報部（活動費）	15,000	1,640	13,360	印刷代、備品
	広報紙（印刷費）	240,000	244,000	▲ 4,000	印刷費「あおいむぎ」年3回発行
	校 外 部	10,000	0	10,000	
	研 修 費	30,000	0	30,000	市P連及び各種研修費
	市P連スポーツ準備金	20,000	0	20,000	
	小 計	340,000	248,443	91,557	
教 育 振 興 費	児童活動援助	30,000	30,000	0	児童会活動費
	学校応援団援助	30,000	0	30,000	
	運動会協力	30,000	3,966	26,034	備品
	卒業記念品	70,000	76,653	▲ 6,653	卒業生分証書ファイル、記念品
	入学記念品	20,000	16,275	3,725	新入生用名札、ノート
	小 計	180,000	126,894	53,106	
庶 務 費	事 務 費	60,000	23,058	36,942	印刷用品、事務用品
	慶 弔 費	30,000	5,000	25,000	
	渉 外 費	2,000	0	2,000	
	緑 化	40,000	40,000	0	花苗、球根 他
	衛生環境整備費	180,000	103,180	76,820	泡ハンドソープ 他
	雑 費	20,000	0	20,000	
	小 計	332,000	171,238	160,762	
	川口市P連負担金	8,000	6,805	1,195	負担金15円×343会員+1,000円+振込手数料
	鳩ヶ谷ブロック負担金	13,000	11,965	1,035	負担金+振込手数料
	会議運営費	30,000	18,976	11,024	役員会、運営委員会、各種会議
	教育研究費	120,000	120,000	0	健康観察アプリ「LEBER」、古本 他
	積 立 金	120,000	120,000	0	周年行事積立金
	会費・保険料	32,000	27,360	4,640	学校保健会費、A I U保険料+振込手数料
	図書等購入費	30,000	29,971	29	図書、文具 他
	式典準備費	5,000	21,884	▲ 16,884	卒業式、入学式、離任式
	予 備 費	10,000	0	10,000	
	小 計	368,000	356,961	11,039	
	合 計	1,220,000	903,536	316,464	

令和4年度PTA活動運営費会計報告

繰越金	+	収入	-	支出	=	次年度繰越金
1,313,723円	+	1,029,014円	-	903,536円	=	1,439,201円

令和4年度周年行事積立金会計報告

繰越金	繰越金	1,172,969円	1,172,969円
収入	積立金	120,000円	865,005円
	南小まつり積立金より	600,000円	
	川口助成金	100,000円	
	お祝い金	45,000円	
	利息	5円	
支出	準備金	1,844,593円	1,844,593円

繰越金	+	収入	-	支出	=	次年度繰越金
1,172,969円	+	865,005円	-	1,854,593円	=	183,381円

令和4年度南小まつり会計報告

繰越金	繰越金	1,109,299円	1,109,299円
収入	準備金	0円	5円
	売上金	0円	
	利息	5円	
支出	周年行事準備へ	600,000円	600,000円

繰越金	+	収入	-	支出	=	次年度繰越金
1,109,299円	+	5円	-	600,000円	=	509,304円

上記の通り、報告いたします。

令和5年3月31日

南鳩ヶ谷小学校PTA会長

南鳩ヶ谷小学校PTA会計

南鳩ヶ谷小学校PTA会計

南鳩ヶ谷小学校PTA会計

南鳩ヶ谷小学校PTA会計

南鳩ヶ谷小学校 開校50周年記念事業収支報告

1 収入の部

内訳

(1) 周年積立金	1,172,969円
(2) 南小まつり積立金より	600,000円
(3) 令和4年度周年積立金	120,000円
(4) 川口市補助金	100,000円
(5) お祝い金	45,000円
(6) 雑収入	5円

2 支出の部

内訳

(1) 総務	38,898円
(2) 式典	64,742円
(3) 事業	1,431,668円
(4) 記念誌	319,285円

3 差し引きの部

(収入) 2,037,974円－(支出) 1,854,593円＝183,381円

上記の残高 183,381円は、周年積立金として、次年度に繰越します。

上記の通り、報告いたします。

50周年式典実行委員長

会計

会計

上記の監査の結果、相違ないことを認めます。

令和5年3月31日

南鳩ヶ谷小学校PTA

監査

監査

監 査 報 告 書

令和4年度 川口市立南鳩ヶ谷小学校PTA収入支出決算について、
関係帳簿ならびに証拠書類などを監査した結果、適正に処理されて
いた事を認めます。

令和5年3月31日

南鳩ヶ谷小学校PTA監査



【 令和 5 年度活動計画(案) 】

【 執 行 部 】

- ◆ 4 月 2 8 日 新旧合同運営委員会開催
- ◆ 役員会・運営委員会の同日開催（年 4 回を予定）
6 月 6 日、9 月 1 4 日、1 2 月 1 3 日、翌年 3 月 1 2 日の予定
- ◆ 運営委員会だよりの発行（議事内容と P T A 活動状況の報告）
- ◆ 環境美化整備（親子清掃）
- ◆ 南鳩ヶ谷小運動会の協力 9 月 3 0 日予定
- ◆ 南っ子マラソンの協力 1 1 月 2 1 日予定
- ◆ 学校行事、各部行事への協力
- ◆ 市 P 連及び各種団体の講演・研修会等
- ◆ 鳩ヶ谷ブロック P 連スポーツ交流会開催 1 1 月 1 8 日
- ◆ 登校時の『交通安全見守り隊』ボランティア活動
- ◆ スクールガード活動協力

【 学級学年部 】

- ◆ 運営委員会の出席
- ◆ 給食試食会開催
- ◆ カーテン洗濯及び修繕
- ◆ 給食着の点検及び修繕
- ◆ 運動会協力（P T A 競技、前日準備、片付け）

【 総 務 部 】

- ◆ 運営委員会の出席
- ◆ ベルマークの収集・集計（年 3 回予定）
- ◆ 置き傘点検
- ◆ 南鳩ヶ谷小運動会協力（新入学児競技、前日準備、片付け）

【 広 報 部 】

- ◆ 運営委員会の出席
- ◆ 広報紙『あおいむぎ』発行（年 3 回予定）（各行事にて写真撮影）
- ◆ 広報紙コンクール出品、授賞式参加（開催日未定）
- ◆ 広報紙初任者研修会参加
- ◆ 運動会協力

【 校 外 部 】

- ◆ 運営委員会の出席
- ◆ スクールガード活動（年 3 回予定）
- ◆ 夏祭りパトロール協力
- ◆ 朝の通学路点検（月 1 回）
- ◆ 旗、ベスト管理、ノート管理
- ◆ 南鳩ヶ谷小運動会協力（駐輪場整備、前日準備、片付け）

令和5年度 予算（案）

< 1. 繰越金 >

（単位：円）

項 目	金 額	摘 要
前年度繰越金	1,439,201	

< 2. 収入の部 >

（単位：円）

項 目	本年度予算	前年度予算	比 較	摘 要
会 費	996,000	1,029,000	▲ 33,000	250円×12ヶ月×332会員
スポーツ大会助成金	50,000		50,000	
利 息	10	10	0	
合 計	1,046,010	1,029,010	17,000	

< 3. 支出の部 >

（単位：円）

	項 目	本年度予算	前年度予算	比 較	摘 要
活 動 費	学級学年部	5,000	10,000	▲ 5,000	活動費
	総 務 部	10,000	15,000	▲ 5,000	活動費
	広報部（活動費）	15,000	15,000	0	活動費
	広報紙（印刷費）	244,000	240,000	4,000	印刷費「あおいむぎ」年3回発行
	校 外 部	10,000	10,000	0	活動費
	研 修 費	30,000	30,000	0	市 P 連及び各種研修費
	市 P 連スポーツ準備金	20,000	20,000	0	活動費
	小 計	334,000	340,000	▲ 6,000	
教 育 振 興 費	児童活動援助	30,000	30,000	0	児童会活動費
	学校応援団援助	30,000	30,000	0	おやじの会活動費 他
	運動会協力	10,000	30,000	▲ 20,000	来賓招待、備品
	卒業記念品	70,000	70,000	0	卒業生分
	入学記念品	20,000	20,000	0	新入生分
	小 計	160,000	180,000	▲ 20,000	
庶 務 費	事 務 費	50,000	60,000	▲ 10,000	印刷用品、事務用品
	慶 弔 費	20,000	30,000	▲ 10,000	
	渉 外 費	2,000	2,000	0	市 P 連関係交通費
	緑 化	40,000	40,000	0	活動費
	衛生環境整備費	120,000	180,000	▲ 60,000	衛生用品 他
	雑 費	20,000	20,000	0	
	小 計	252,000	332,000	▲ 80,000	
	川口市 P 連負担金	8,000	8,000	0	負担金 15円×332会員+1,000円+振込手数料
	鳩ヶ谷ブロック負担金	13,000	13,000	0	負担金+振込手数料
	会議運営費	30,000	30,000	0	役員会、運営委員会、各種会議、総会費
	教育研究費	120,000	120,000	0	健康観察アプリ「LEBER」他
	積 立 金	120,000	120,000	0	周年行事積立金
	会費・保険料	32,000	32,000	0	学校保健会費、A I U 保険料+振込手数料
	図書等購入費	30,000	30,000	0	図書、カバーフィルム 他
	式典準備費	10,000	5,000	5,000	卒業式、入学式、離任式
	予 備 費	10,000	10,000	0	
	小 計	373,000	368,000	5,000	
合 計		1,119,000	1,220,000	▲ 101,000	

< 4. 予算金額 >

収 入 - 支 出
 1,046,010 - 1,119,000 = ▲ 72,990

※令和5年度収入で不足する金額は、前年度繰越金から充当

充当額	72,990
-----	--------

川口市立南鳩ヶ谷小学校PTA会則

第 1 章 名 称 と 事 務 所

第 1 条 この会は、川口市立南鳩ヶ谷小学校 P T A と称し、事務所を同校に置く。

第 2 章 目 的 と 活 動

第 2 条 この会は、保護者と教職員とが協力して南鳩ヶ谷小学校児童の心身ともに健やかな育成をはかることを目的とする。

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 児童の幸福のため保護者と教職員が緊密に連絡し協力する。
- (2) 公教育費の充実につとめる。
- (3) 児童の福祉の増進につとめる。
- (4) 児童の生活環境の改善につとめる。
- (5) 教育上必要な調査研究ならびに諸行事を行う。
- (6) 会員相互の親睦と融和をはかり、教養の向上につとめる。
- (7) その他、この会の目的達成に必要な活動を行う。

第 3 章 方 針

第 4 条 この会は、次の方針にしたがって活動する。

- (1) 教育を本旨とする民主団体として自主的に活動する。
- (2) 青少年の福祉のために活動する他の社会教育団体および機関と協力する。
- (3) 特定の政党、宗教にかたよらず、もっぱら営利的な行為は行わない。
- (4) 学校の教育活動に協力するが、学校の運営や人事には干渉しない。

第 4 章 会 員

第 5 条 この会の会員は、本校の児童の保護者、および本校の教職員とする。

第 5 章 役 員

第 6 条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会長—1 名 (2) 副会長—若干名 (3) 会計—3 名
- (4) 書記—3 名 (5) 会計監査—2 名

第7条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は活動をすすめるための実務を行い、それらを記録し保管する。
- (4) 会計は総会にて決定した予算にもとづいて会計事務を処理し、総会において報告する。
- (5) 会計監査はこの会の会計事務を監査する。

第8条 役員の選出は次の通りとする。

- (1) 役員は全会員中より、選考委員会において選出され、運営委員会に報告する。
- (2) 総会において承認を得る。

第9条 役員の任期は次の通りとする。

- (1) 役員の任期は一年とする。但し再任を妨げない。
- (2) 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 全ての役員は後任者が選出されるまでその任にあたるものとする。

第10条 この会に運営委員をおく。

- (1) 委員は各学級より4名、各学年の担任教員中より1名ずつを選出する。
- (2) 委員は運営委員会の審議に参加し、専門部の部員となる
- (3) 選出された委員は総会に報告する。

第11条 役員は、この会の他の役員、及び運営委員になることはできない。

第 6 章 総 会

第12条 総会は最高の議決機関であり、毎年1回これを開き、全会員をもって構成する。

第13条 総会は会長が招集し、次のことを審議し出席者の過半数をもって議決する。

- (1) 事業報告と決算報告
- (2) 役員の承認
- (3) その他の重要事項

第14条 定期総会の日時、場所及び議題は、総会開催の1週間前迄に全会員に通告する。

第15条 総会の成立は委任状を含めて会員の1／3以上の出席を必要とする。

第16条 臨時総会は、緊急事故発生の際、及び運営委員会が必要と認めたとき、会員の1／5以上の要求があった場合開催しなければならない。

第 7 章 役 員 会

第17条 役員会は会計監査を除く役員(以下4役という)、各専門部の長、特別部会の長をもって構成する。

第18条 役員会の任務は次の通りとする。

- (1) 種々の事業計画ならびに予算の立案
- (2) 各専門部の意見を総合調整して年間計画をたてる
- (3) その他の重要事項について原案を立て運営委員会に提示する。

第 8 章 運 営 委 員 会

第 19 条 運営委員会は次の通りとする。

- (1) 4 役と運営委員をもって構成する。
- (2) 会議は会長が召集するが、構成員の 1 / 5 以上の要求があるときは臨時に開催しなければならない。
- (3) 委員会は、役員会の提示事項を審議決定する。
- (4) 専門部の事業計画を決定する。
- (5) 必要ある場合は、特別部会を設置する。
- (6) 議事は出席者の過半数で決するが、細則及び内規の制定、改廃は構成員の 2 / 3 以上の賛成を必要とする。

第 9 章 業 務 の 運 営

第 20 条 この会の目的を達成するために次の専門部会をおく。

- (1) 学級学年部会 会員の意見、希望にもとづき学級学年 P T A 活動に努める。
- (2) 校外部会 地区における P T A 活動を高め児童の自主的な活動を助ける。
- (3) 広報部会 会員の意思の疎通をはかり、啓蒙に努め、広く情報を伝達するための活動を行う。
- (4) 総務部会 会員及び児童の福利厚生のための活動を行う。

第 21 条 各部の構成は、運営委員及び参加を希望する会員とする。

第 22 条 部長 1 名、副部長 2 名は互選によって選出し、部会は部長が招集する。

第 23 条 特別部会は任務を終了後解散するが、その内容については運営委員会及び総会に報告する。

第 10 章 会 計

第 24 条 この会の活動に関する経費は会費及び雑収入をもって支弁する。

第 25 条 会費は一家庭につき月額二百五十円とする。

第 26 条 特別の事情のある会員については会費を免除または減額することができる。

第 27 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

第 11 章 慶 弔 費

第 28 条 本校の慶弔に関する慶弔金は以下の通りとする。

- (1) 本校児童が死亡した場合、本会より香典 5 千円を供する。
- (2) 本会会員（児童の保護者、教職員）が死亡した場合、本会より香典 5 千円を供する。
- (3) 職員の親族（配偶者及び第一親等）が死亡した場合、本会より香典 5 千円を供する。

- 第29条 本規程に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議により決定する。
- 第30条 本規程に基づく慶弔金は、南鳩ヶ谷小学校 PTA 一般会計より支出する。
- 第31条 以上の慶弔に対する返礼は辞退する。
- 第32条 本規程の改廃は、役員会で協議し、定期総会において承認を得るものとする。
- 第33条 本規程は、広域災害においては相当しない。

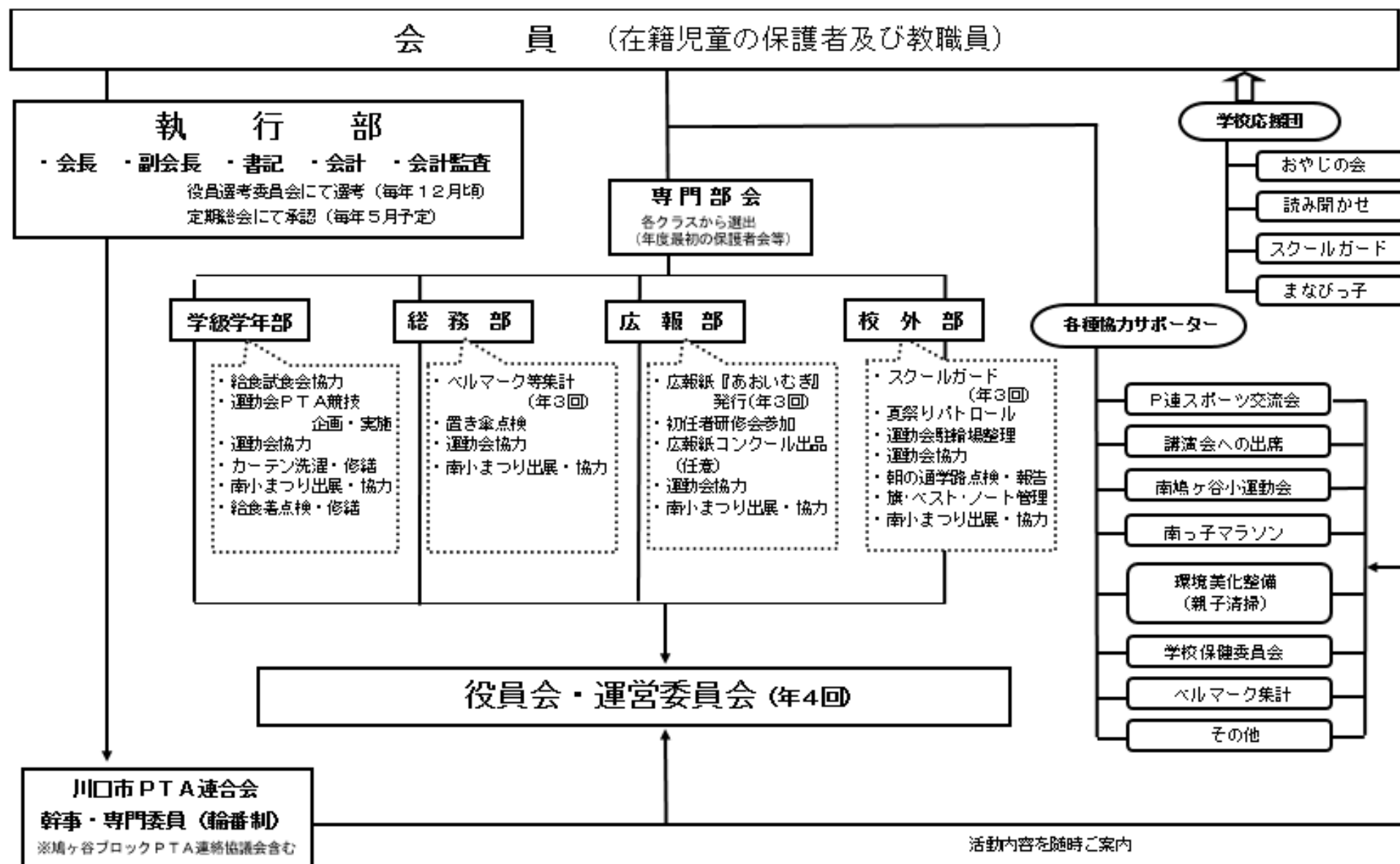
第 1 2 章 会 則 の 変 更

- 第34条 この会則は、総会において出席者の2／3以上の同意がなければ変更することができない。
- 第35条 この会の運営につき必要あるときは会則に反しない限り、運営委員会で細則または内規を定めることができる。細則、内規は総会に報告する。
- 第36条 この会則は条項の若いものが優先される。

付 則

- (1) 第8条を一部変更し、平成20年5月9日より施行。
- (2) 第2章、第4章の文言を修正し、平成23年5月10日より施行。
(父母を保護者、教師を教職員に修正)
- (3) 第11章 慶弔費を追記し、令和4年5月20日より施行。
- (4) 第11章 会則の変更を第12章 会則の変更に修正し、令和4年5月20日より施行。

【 南鳩ヶ谷小学校PTAのしくみ 】



A I U保険会社

「P T A活動総合補償制度」の概要

1 補償対象者

P T A活動に役割をもって参加している以下の方々

①P T A行事で活動中の 保護者会員、教職員、児童・生徒

※同伴する同居の未就学児も対象とします。

②P T A行事で活動中の保護者会員の同居の親族（兄弟・祖父母など）

（例）児童の親の代理で同居の祖母がP T A集会に出席した。

③P T A会員の代理としてP T A行事に参加する人

但し、行事への参加が事前にP T Aより認められている場合に限りです。

（例）P T A会員のXさんの代理で隣のYさんに防犯パトロールに参加してもらった。

④ボランティアとしてP T A活動に参加される方

但し、各校P T Aに事前登録されている方（O B・O Gも同様とします）

（例）児童・生徒の登下校中の安全確保のために立哨活動を行っている方

（注）P T Aとの共同開催においては、他の団体所属の方は補償の対象になりません。

2 会費・保険料

当該年度の年額を全会員分一括して、P T A会長がA I U保険会社に納入します。

3 保険期間

4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時（1年間）

4 補償の対象となるP T A行事・活動

P T Aが企画・立案し、主催または共催する行事・活動で、P T A総会、運営委員会など、P T A会則に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。

5 保険金

P T A会員がP T A行事に参加している間、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガや、または、偶然に発生した事故につき、単位P T Aが法律上の賠償責任を負う場合、以下の保険金が支払われます。

給 付 項 目		保 険 金 額
傷 害	死亡保険金	2 0 0 万円
	後遺障害保険金(障害の程度によって)	上記死亡保険金額の4 % ~ 1 0 0 %
	入院保険金 日額(1 8 0 日限度)	2 , 6 0 0 円
	手術保険金(手術の際の入院の有無によって上記入院保険金日額の)	入院中1 0 倍・入院中以外5 倍 (1 事故につき1 回)
	通院保険金 日額(9 0 日限度)	1 , 6 0 0 円
制度掛金(保険料・1 世帯あたり)		7 2 円
賠 償	対人賠償(自己負担額: 1 千円)	1 事故1 名上限3 0 0 万円 1 事故上限3 , 0 0 0 万円
	対物賠償(自己負担額: 1 千円)	1 事故上限2 0 0 万円
	保管物賠償(自己負担額: 5 千円)	1 事故上限1 0 万円 年間上限5 0 0 万円
法律相談・クレーム対応費用		弁護士費用 1 事故1 0 0 万円 年間上限1 億円
制度掛金(保険料・児童生徒1 名あたり)		7 円

※独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定める給付対象に該当する場合は対象外となります。